慶　弔　規　程

（目　的）

第１条　この規程は、公益社団法人武蔵野法人会(以下「本会」という。)の理事、監事、委員会委員、部会員、支部役員（以下役員という）及び会員の慶事、弔事及び傷病等に対して贈る慶弔金又は見舞金の額について定める。

（祝　金）

第２条　理事、監事、顧問に次の各号に定める慶事があったときは、それぞれ各号に定める祝金を贈る。

１．叙勲及び褒章　３万円

２．納税表彰　財務大臣表彰　３万円　国税庁長官表彰　２万円
　　国税局長表彰　１万円　東京都知事表彰　２万円
　　東京主税局長表彰　１万円

（見舞金）

第３条　理事、監事、顧問が次の各号に該当した場合は見舞金を贈る。

１．病気見舞
　傷病のため１ヶ月以上入院した場合　１万円

２．災害見舞
　火災、水害その他の災害を被った場合　１万円

（弔慰金）

第４条　役員等が死亡した場合は、それぞれ次の各号の弔慰金等を贈る。

１．理事、監事、顧問　香典３万円及び花輪 又は生花１基

２．委員会委員、部会役員、支部役員　香典１万円及び花輪 又は生花１基

３．理事、監事の配偶者、同居の実父母　香典１万円及び花輪又は生花１基

４．委員会委員、部会役員、支部役員の配偶者、同居の実父母　香典１万円あるいは花輪又は生花１基

５．一般会員　会長名の弔電

６．その他の弔事　会長がその都度定める

第５条　上記の規定にかかわらず会長が必要と認めたときは、その都度対応し、理事会に報告する。

附　則

１．この規程の改廃は、理事会の決議による。

２．この規定は、昭和６２年５月１４日から施行する。

３．この規定を一部改定し、平成５年１０月１５日から施行する。

４．この規定を一部改定し、平成９年１２月１８日から施行する。

５．この規定を一部改定し、平成１２年７月１８日から施行する。

６．この規程を一部改定し、平成２３年４月１日から施行する。